

# 平成29年度 公益社団法人全日本きものコンサルタント協会

## 事業計画

(自平成29年4月1日～至平成30年3月31日)

当協会の目的

### 【定款抜粋】

(目的)

第 3 条 本協会は、きものコンサルタントとして必要な技能及び品位の向上を図るとともに民族衣装である、きものに関する知識の普及を図り、我が国の衣文化の向上、伝承に資するとともに、きものを通じて諸外国との交流親善を図り、もって伝統文化の向上発展に寄与することを目的とする。

当協会の事業

(事業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) きものの着装、礼法、マナー等に関する調査、研究及び広報
  - (2) きものの着装、礼法、マナー等に関する指導・検定及び認定
  - (3) きもの文化の普及・振興に関するイベント、講習会、研修会、展示会等の実施
  - (4) 和装、礼法、マナーを通しての青少年教育の推進
  - (5) きものを通しての海外との文化交流
  - (6) きものの着装、礼法、マナー等に伴う人材の派遣
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2.この法人は本邦及び海外で事業を行う

公益目的事業に関する事業計画

### ●公益目的事業(1)きもの文化の普及・振興に関するイベント等の開催【定款第2章第4条(3)】

全日本きもの装いコンテスト地区大会・世界大会の実施

2018年 日本心と美の祭典 全日本きもの装いコンテスト・きものフェスティバル地区大会は、平成29年10月29日(日)の四国・中国大会(愛媛県松山市)を皮切りに別掲の通り5会場で開催します。2017年世界大会は、東京で平成29年4月9日(日)に開催の予定です。

2017年開催の全日本きもの装いコンテスト開催地一覧

回数	年 月 日	大会名	開催地	客席数
330回	平成29年4月9日(日)	世界大会	東京都・メルパルクホール	1,582
331回	平成29年10月29日(日)	四国・中国大会	愛媛県松山市	1,000
332回	11月12日(日)	関西大会	京都府京都市	716
333回	11月19日(日)	九州大会	熊本県熊本市	1,172
334回	11月26日(日)	関東大会	茨城県土浦市	1,182
335回	12月3日(日)	北陸・北越大会	富山県高岡市	1,613

331回から335回に於ける各地区選出の各部門入賞者は平成30年4月に開催予定の「世界大会」に出場することとなる。

●公益目的事業(2)和装、礼法、マナーを通しての青少年教育事業(青少年教育事業)【定款第2章第4条(4)】

1. 青少年への装道和装礼法マナー教育の推進

健全な青少年育成に装道和装礼法マナー教育が大変高い評価を受けています。

現在、社会や学校から求められている授業や講座は、和装を通しての礼法マナーによる躰教育です。着装及び礼法の教育推進のため、会員とともに学校現場に訪問し普及活動を推進して行きます。特にきものの着装は中学校において、学習集指導要領の中で家庭科の授業として扱われており、文部科学省の行う「教材整備指針」の中に“きもの”も教材として認められている事を説明し普及推進して参ります。

イ)文化庁委託事業「伝統文化親子教室事業」の参加実行を推進して行きます。全国180箇所にて開催予定で推進中。

ロ)一般財団法人日本宝くじ協会助成による、「美しくところをみがく礼儀やマナー」冊子の制作と無料配布  
この冊子は具体的なケースでの「礼儀」や「マナー」を紹介・解説し、子供達に、相手に対する感謝や尊敬の心を感じてもらい、品性の高い品格のある人間性形成の一助として活用されることを目的に作成する。今回は前年度より必要経費を抑えることにより金額的な事業規模は縮小するが、10万冊の制作は同じとし、全国の小中学校2,500校に配布予定である。

ハ)「マナー検定」の活用と推進

現在、社会や学校から求められている授業や講座は、和装を通しての礼法マナーによる躰教育です。今年度は、学校訪問により和装教育の普及とマナー教育の必要性を説き、検定受験者数の拡大を計ります。

ニ)装道学校教育者連盟

きものコンサルタントであり、認定校認可教室の資格を持つ者の中で、学校教育を希望する会員は、装道学校教育者連盟に入会する必要があります。

また当協会は小・中・高等学校への装道和装礼法教育の実施を目指し教育現場への直接の働きかけを行い正会員の方へは活動現場の提供を致します。

●公益目的事業(3)きものを通じて諸外国との交流を図り、きもの文化の普及事業(きもの文化使節団事業)【定款第2章第4条(5)】 本事業は本年度見送りの計画です。

●公益目的事業(4)きものの着装、礼法、マナー等に伴う人材の派遣(人材派遣事業)【定款第2章第4条(6)】

1. 通過儀礼・叙勲・国会でのきもの着装活動とマンション共有部の施設活用による研修会活動

日本の民族衣裳である「きもの」の普及並びに和装産業振興のために七五三の着装やお直し、叙勲を受けられる方の着装、和装振興議員連盟の議員の方々に対し率先してきものを着装して頂く活動を進めて参ります。

例年、年初に行われる通常国会開会日当日に当協会会員を派遣し着装を行っております。

平成29年1月20日に実施、約100名に対し着装致しました。当年度にも継続し、より多くの国会議員の方々日本の伝統文化である和装を普及して行きます。

## 2、マンション共有部施設活用による研修会活動

大規模マンションの共有部施設において各種のイベントを企画する企業に働きかけ、きもの着装研修会・礼法研修会・マナー研修会等を提案。講師として当協会会員を派遣し、和装・礼法・マナーの普及を計る。

## 3. 2020年のオリンピック・パラリンピック東京大会に関連した和装・礼法・マナーの活動

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会までの約3年間に、同大会に関連した外国人や関係者に対し、日本の伝統文化であるきもの着装を通して、世界にきもの文化だけでなく、礼法と日本のおもてなしのマナーを普及し、広める事業を展開して行きます。

## 収益目的事業に関する事業計画

### ●収益事業等(1)きもの着装、礼法、マナー等に関する指導・検定及び認定(資格認定事業)

#### 【定款第2章第4条(2)】

##### 1.きものコンサルタント資格認定及び昇級認定

平成29年度の認定試験は、認定校修学生(通信教育含)と一般認定を予定しています。資格認定の内容についてもより現代に合った内容にする事も必要です。一般認定については予備講座及び認定試験は東京会場一カ所の開催であったが、東京・名古屋・大阪・福岡の4会場で募集し、資格取得者を増やすよう進めて行きます。尚、東京会場開催は平成29年10月8日(日)9日(月)を予定しております。

##### 2.装道礼法講師の資格認定及び昇級認定

きものコンサルタント資格と同様に受験者募集の広報の方法を再考し受験者の減少を抑え、増加に転じる必要が有ります。

##### 3.きもの着装の研修会の実施

きものコンサルタント資格者対象に全国で研修会を実施。近年の「振袖の着装」や卒業式の「袴姿の着装」など実践に役立つ技術を中心に開催。会員の技術向上のために、今後も時代に即応した技術と知識の研修会を継続して行きます。

##### 4.年金事務事業

会員及び職員の福利厚生目的で行っており従来の通り進める計画です。